

知的財産政策

第11回

令和2年6月19日(金)

加藤 浩

katou.hiroshi@nihon-u.ac.jp

知的財産政策の国際的課題(1)

第1部. 知的財産のグローバル化

第2部. 開発と知的財産

第1部

知的財産のグローバル化

WIPO

- 知的財産権に関する条約の事務管理
- 新しい知的財産権に関する条約の締結

加盟国：193か国(2020.02現在)

- 基本条約：**パリ条約**(産業財産権)、**ベルヌ条約**(著作権)
- 特許権：**特許協力条約(PCT)**、**特許法条約(PLT)**等
- 商標権：**マドリッド協定議定書**、**商標法条約(TLT)**等
- 意匠権：**ハーグ協定**、**意匠法条約(DLT)**等
- 著作権：**ローマ条約**、**レコード保護条約**、**著作権条約(WCT)**、**実演・レコード条約(WPPT)**等

知的財産条約の比較

解説

1. 特許:PCT条約(特許協力条約)

⇒特許の国際出願制度【153か国】

2. 意匠:ハーグ協定

⇒意匠の国際登録制度【74か国】

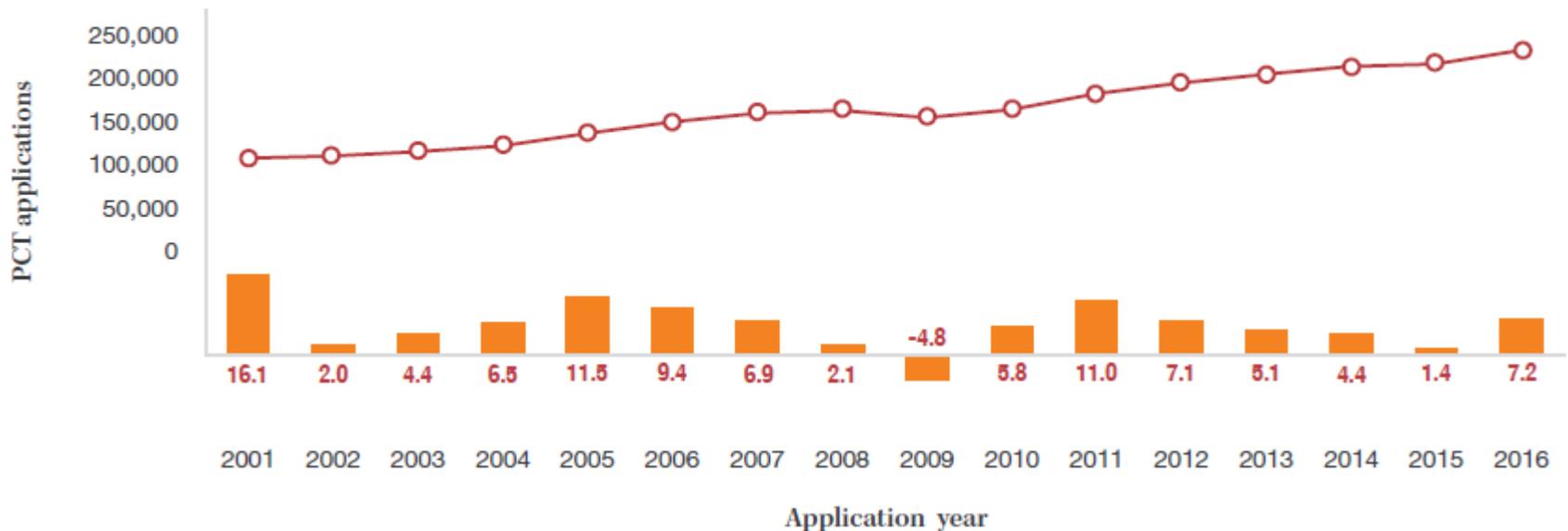
3. 商標:マドリッド協定議定書

⇒商標の国際登録制度【106か国】

國際特許出願

PCT / 國際特許出願

Figure A52
Trend in PCT applications

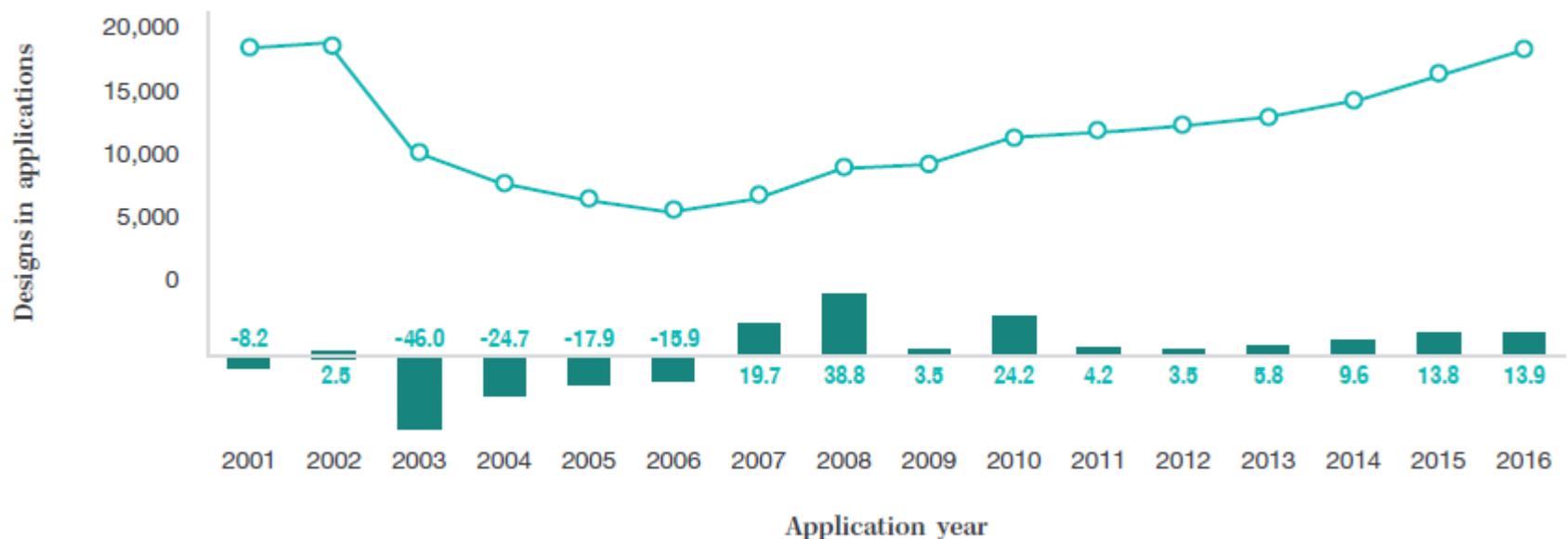


国際意匠出願

ハーグ協定／国際意匠登録

Figure C32

Trend in designs contained in Hague international applications

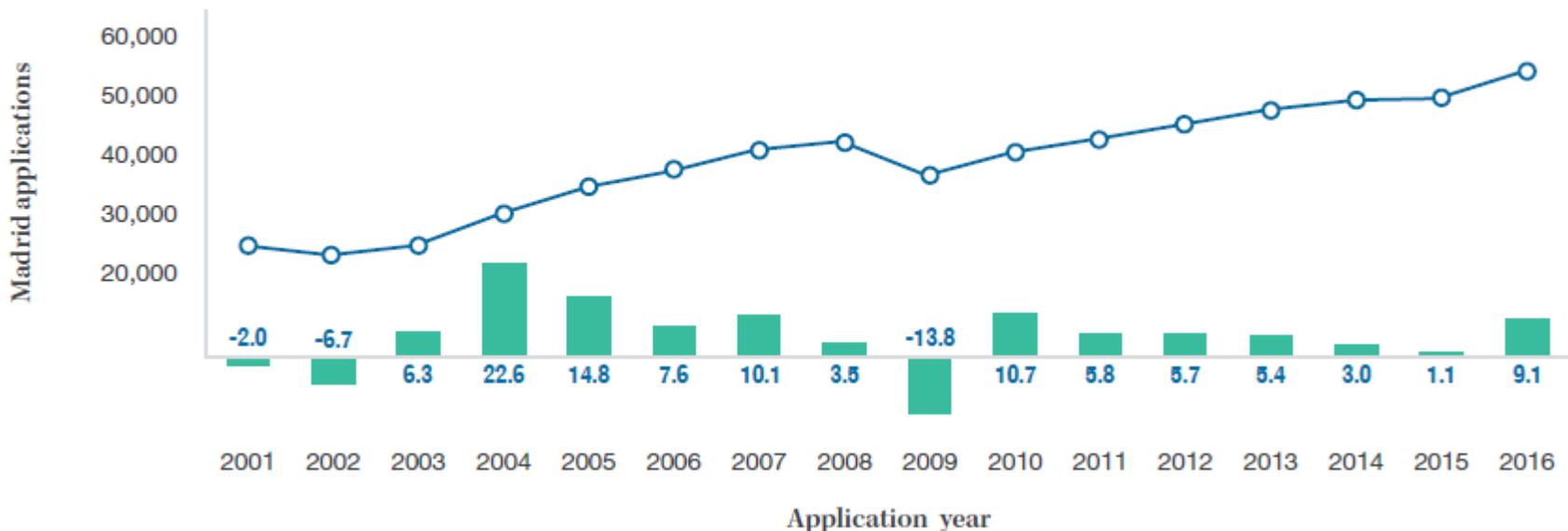


国際商標出願

マドリッド協定議定書／国際商標登録

Figure B42

Trend in Madrid international applications



1. 特許に関する条約

特許に関する条約

1978年 特許協力条約(PCT)

※国際出願制度



2000年 特許法条約(PLT)

※特許法の国内法(手続き規定)の調和・統一

現在～ 実体特許法条約(SPLT)→交渉中

※特許法の国内法(手続き規定)の調和・統一

特許協力条約(PCT)

- 世界各国で特許を受けるためには、**世界各国に特許出願**を行って特許を取得する必要がある。**(各国独立の原則)**
- しかし、各国の出願手続には、共通する部分があり、**出願人や各国(特許庁)で重複して手続きを行うのは無駄**である。
- そこで、**特許協力条約(PCT: Patent Cooperation Treaty)**が締結され、**共通する手続を一つの特許庁が一括して行い、各国特許庁の負担の軽減**が図られた。



特許協力条約(PCT)

➤ 特許協力条約は、1970年にワシントンで署名され、1978年1月24日に発効した。現在は、PCTが略称として定着している。

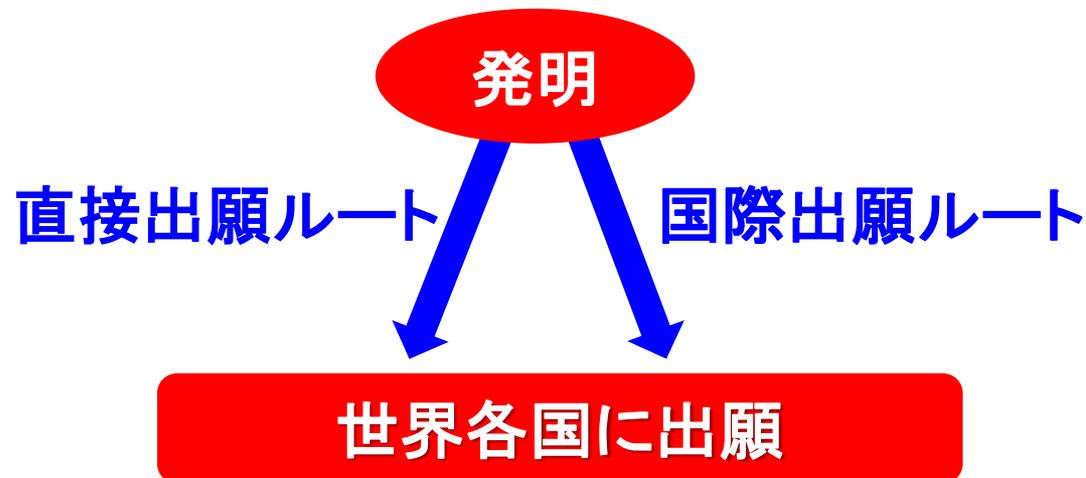
※PCTは、WIPOにおいて、「世紀の大発明」と言われている。

➤ 2020年6月現在、締約国の数は153である。

➤ 日本は1978年7月に加入書を寄託し、1978年10月に日本について効力を発生した。

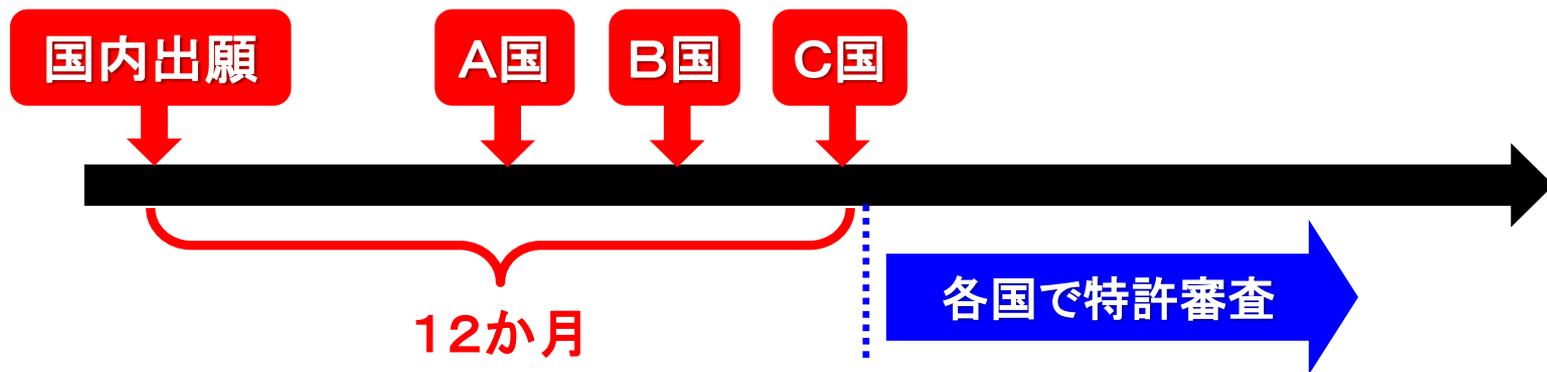
外国への出願ルート

- 外国で特許を受けるためには、**外国にも特許出願して特許を取得**しなければならない。**(各国独立の原則)**
- 具体的な方法としては、「**直接出願ルート**」と「**国際出願ルート**」の2つがある。



直接出願ルート

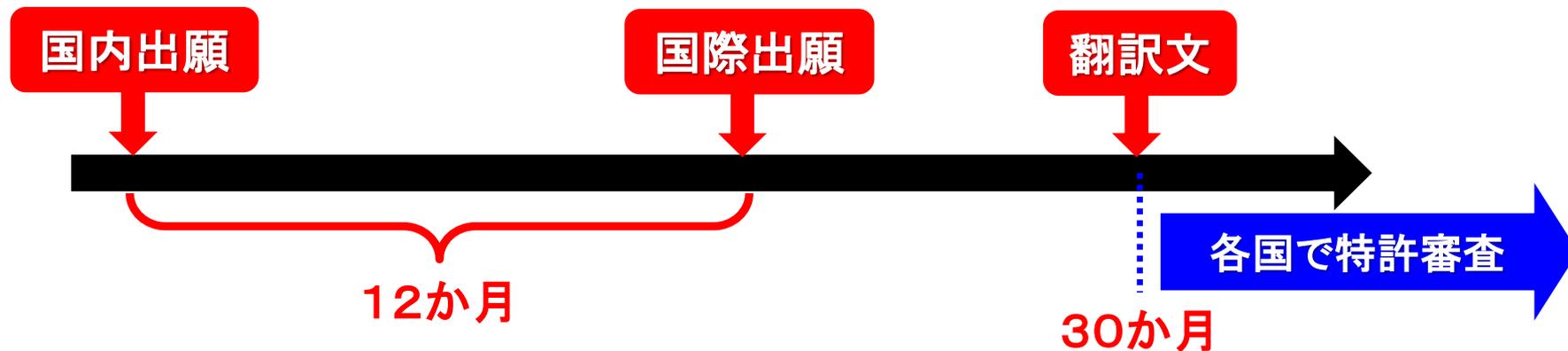
- 「直接出願ルート」は、外国に対して、**国ごとに特許出願**を行う方法である。しかし、グローバル化により、**出願する国の数が増加**する中、**手続きが煩雑**になってきた。
- 日本国内と同様の手続きを、**出願人と各国特許庁が重複**して行うため、**手続きに無駄**があり、**費用もかかる**。



※国内の出願日から12か月以内に外国に出願しなければならない。(優先権制度)

国際出願ルート

- 「国際出願ルート」は、一つの特許庁への**一つの国際出願**が、**世界各国に出願した**ことと同じ効果を生じる。多くの国に出願する場合、**出願手続が簡素化**される。
- その後、権利化したい国に**翻訳文**を提出するだけなので、**手続きが簡便**であり、**費用も安く、時間的な余裕**も生じる。



※国内の出願日から12か月以内に国際出願をしなければならない。(優先権制度)

特許法条約(PLT)

- 特許法条約(Patent Law Treaty: PLT)は、2000年6月に採択され、国ごとに異なる特許出願の「国内手続」を国際的に統一するものである。(加盟国42か国／2020年6月)
- PLTは、権利確保に重要な「出願日」の確定など、出願手続きに関する手続面の規定から構成されている。
- 日本は、2016年3月にPLTに加盟し、その後、2016年4月1日に改正特許法が施行されている。

実体特許法条約 (SPLT)

- WIPOは、1985年より、各国毎に異なる特許制度の調和を目的として、**特許調和条約 (Patent Harmonization Treaty)** の検討を行っていた。
- しかしながら、各国の主張が異なり、交渉の進展は見られない中、特許制度の**手続面の規定のみ切り出した特許法条約 (Patent Law Treaty: PLT)** が**2000年6月**に成立した。
- その後、特許要件や権利の効力など、特許制度の**実体的な規定**の調和を目指した**実体特許法条約 (Substantive Patent Law Treaty: SPLT)** の検討が進められ、現在に至っている。

現在、SPLTの採択を目指して国際的な議論が行われている。

2. 意匠に関する条約

意匠に関する条約

1925年 ハーグ協定

※意匠の国際登録制度



1999年 ハーグ協定ジュネーブ改正協定

※意匠の国際登録制度

現在～ 意匠法条約(DLT)→交渉中

※意匠法の国内法(手続面・実体面)の調和・統一

ハーグ協定

- 世界各国で意匠権を取得するには、**世界各国に意匠出願**を行って意匠権を取得する必要がある。**(各国独立の原則)**
- しかし、各国の出願手続には、共通する部分があり、**出願人や各国(特許庁)が重複して手続きを行うのは無駄**である。
- そこで、ハーグ協定が締結され、**共通する手続を一つの特許庁が一括して行い、手続きの負担が軽減**された。
- 国際出願の後には、**そのまま国際登録**が行われる。その後、出願人は、**意匠権を取得したい国を指定**する。
- 指定国の特許庁は、**事後的に審査**を行い、もし登録できない場合には、**事後的に自国における意匠登録を拒絶**できる。

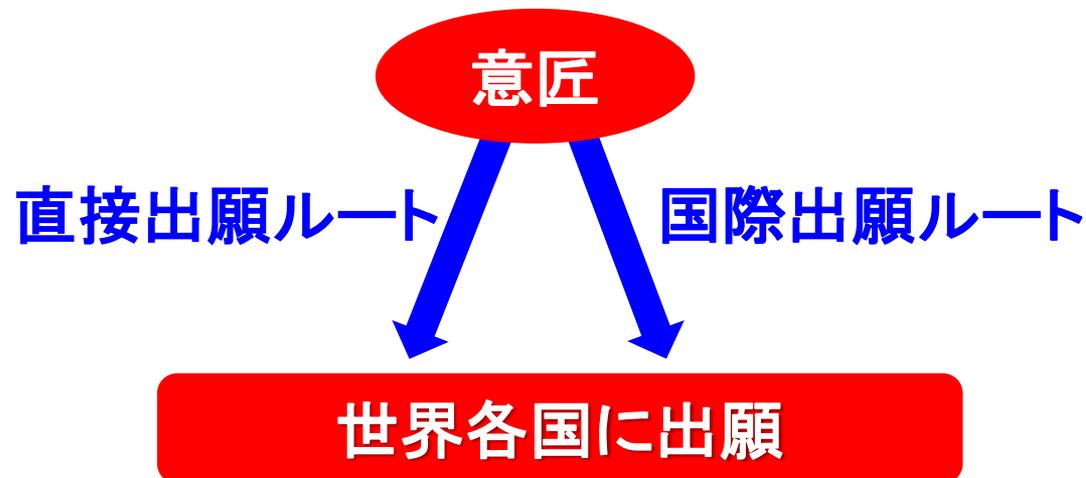
ハーグ協定

- ハーグ協定は、複数の外国で意匠出願を行うための国際出願システムであると同時に、意匠登録についても国際的に行う国際登録システムである。
- この協定に基づいて国際出願を行うことで、単一の手続、単一の言語、単一の通貨において、多くの国に対して一括で意匠の保護を受けることができる。

※PCT(特許協力条約)は、国際出願システムであるが、国際登録システムではない点で、ハーグ協定とは異なる。
(ハーグ協定とマドリッド協定は、同様の制度である。)

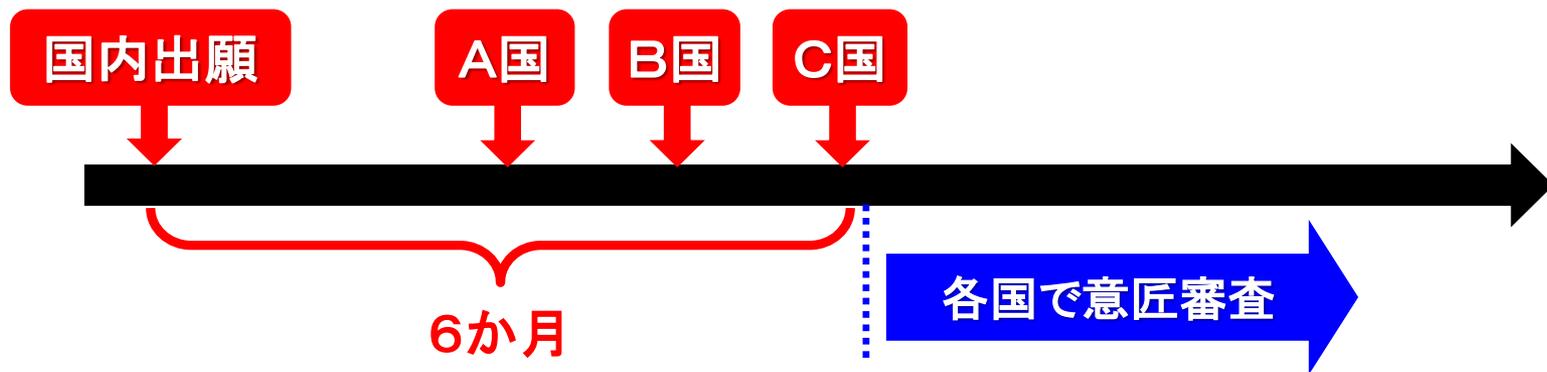
外国への出願ルート

- 外国で意匠登録を受けるためには、**外国にも意匠出願して意匠権を取得**しなければならない。**(各国独立の原則)**
- 具体的な方法としては、「**直接出願ルート**」と「**国際出願ルート**」の2つがある。



直接出願ルート

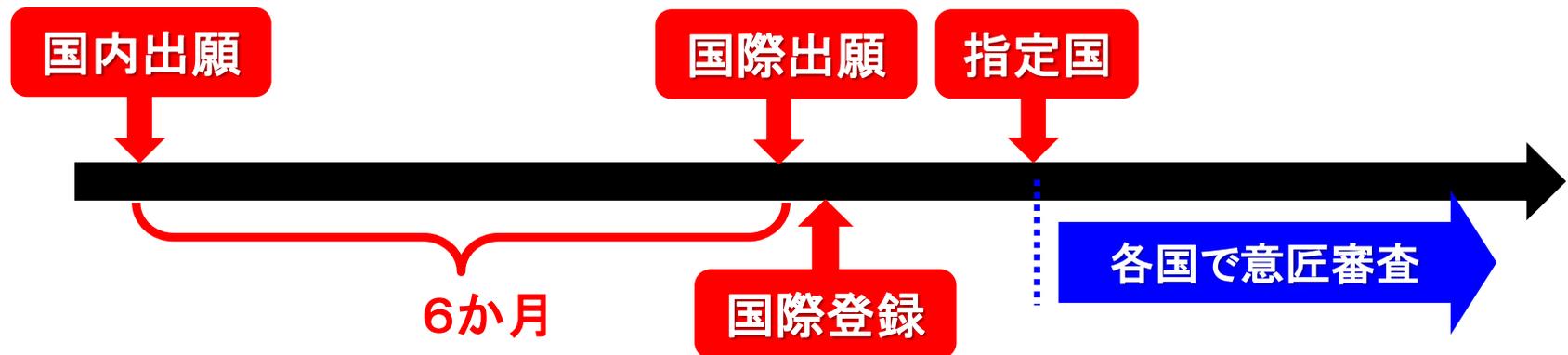
- 「直接出願ルート」は、外国に対して、**国ごとに意匠出願**を行う方法である。しかし、グローバル化により、**出願する国の数が増加**する中、**手続きが煩雑**になってきた。
- 日本国内と同様の手続きを、**出願人と各国特許庁が重複**して行うため、**手続きに無駄**があり、**費用もかかる**。



※国内の出願日から12か月以内に外国に出願しなければならない。(優先権制度)

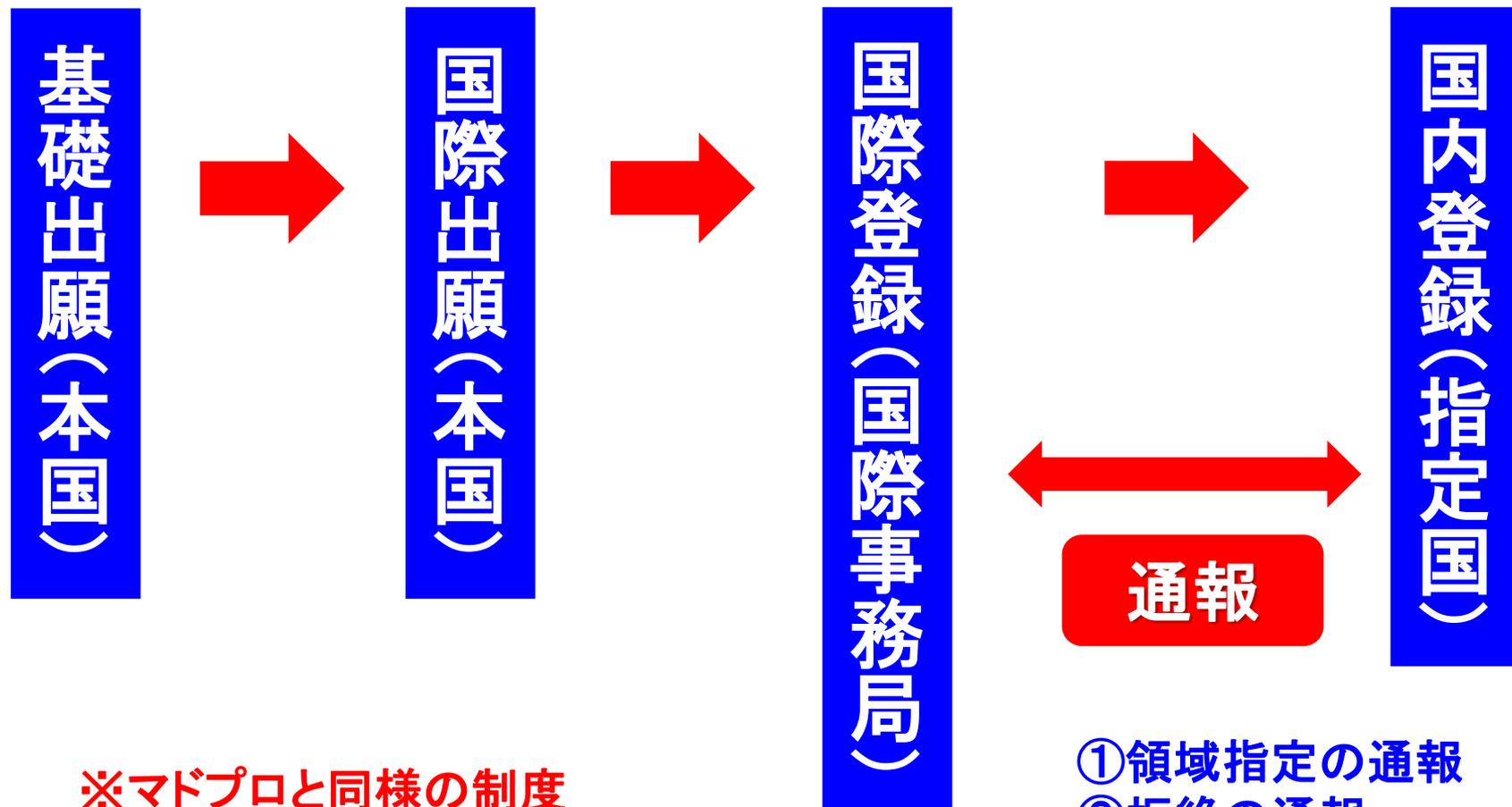
国際出願ルート

- 「国際出願ルート」は、一つの特許庁への**一つの国際出願**が、**世界各国に出願した**ことと同じ効果を生じる。多くの国に出願する場合、**出願手続が簡素化**される。
- その後、権利化したい**国を指定**するだけなので、**手続きが簡便**であり、**費用も安く**、**時間的な余裕**も生じる。



※国内の出願日から6か月以内に国際出願をしなければならない。(優先権制度)

ハーグ協定



※マドプロと同様の制度

意匠法条約(DLT)

- 1925年、意匠の国際登録制度として、「ハーグ協定」が採択された。(加盟国74か国／2020年6月)その後、複数の改正を経て、1999年に「ハーグ協定(ジュネーブ改正協定)」が成立した。(加盟国64か国／2020年6月)
- 2015年5月13日、日本は、ハーグ協定(ジュネーブ改正協定)に加盟し、意匠の国際登録制度の利用が可能となった。
- 現在では、各国の意匠法(国内法)を調和するために、意匠法条約(Design Law Treaty: DLT)が検討されている。

現在、DLTの採択を目指して国際的な議論が行われている。

3. 商標に関する条約

商標に関する条約

1891年 マドリッド協定

※商標の国際登録制度



1995年 マドリッド協定議定書(マドプロ)

※商標の国際登録制度

1996年 商標法条約(TLT)

※商標法の国内法(手続面)の調和・統一

2009年 シンガポール条約(STLT)

※商標法の国内法(手続面・実体面)の調和・統一

マドリッド協定

- 商標の国際的な登録制度としては、1891年4月に創設されたマドリッド協定があるが、未加盟国から、使用言語、審査期間などの問題が指摘されていた。
- マドリッド協定議定書(マドリッド・プロトコール/マドプロ)は、このような問題点を克服することを目的に、マドリッド協定とは独立した条約として、1989年6月に採択された。
- マドリッド協定議定書は、1995年12月に発効し、1996年4月から制度運営が開始されている。日本は、2000年3月に加盟した。2020年6月現在、加盟国数は、106か国。

現在、日本は途上国にマドプロ加盟を促す交渉を行っている。

マドプロ

- 世界各国で商標権を取得するには、**世界各国に商標出願**を行って商標権を取得する必要がある。**(各国独立の原則)**
- しかし、各国の出願手続には、共通する部分があり、**出願人や各国(特許庁)が重複して手続きを行うのは無駄**である。
- そこで、マドリッド協定議定書が締結され、**共通する手続を一つの特許庁が一括して行い、手続きの負担が軽減**された。
- 国際出願の後には、**そのまま国際登録**が行われる。その後、出願人は、商標権を取得したい**国を指定**する。
- 指定国の特許庁は、**事後的に審査**を行い、もし登録できない場合には、**事後的に自国における商標登録を拒絶**できる。

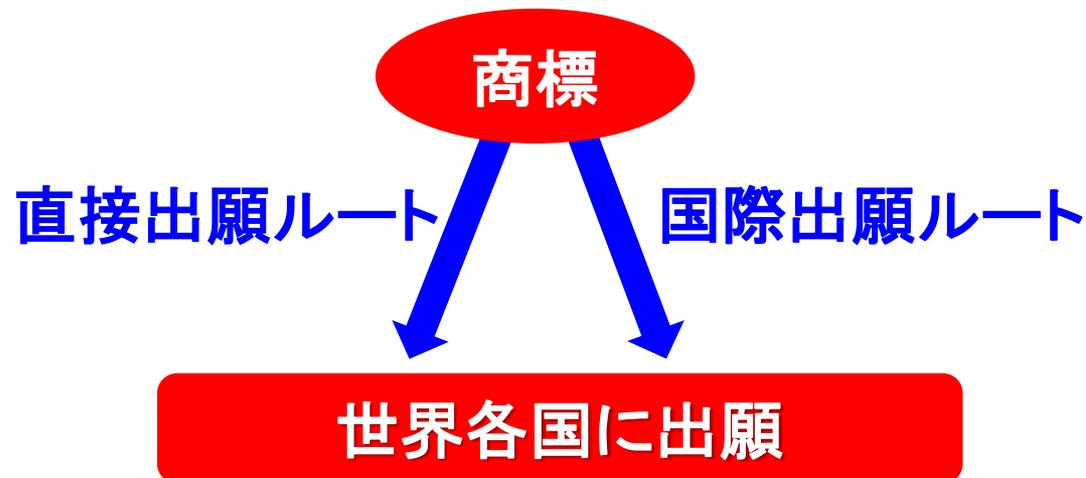
マドプロ

- マドリッド協定は、複数の外国で**商標出願**を行うための**国際出願システム**であると同時に、**商標登録**についても国際的に行う**国際登録システム**である。
- この協定に基づいて国際出願を行うことで、**単一の手続**、**単一の言語**、**単一の通貨**において、多くの国に対して一括で商標の保護を受けることができる。

※PCT(特許協力条約)は、国際出願システムであるが、国際登録システムではない点で、ハーグ協定とは異なる。
(ハーグ協定とマドリッド協定は、同様の制度である。)

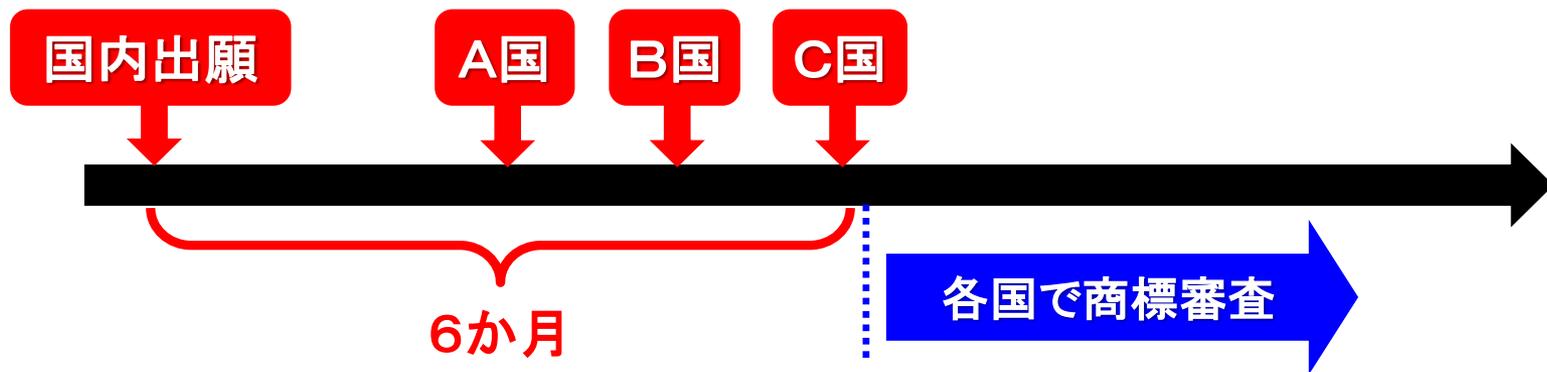
外国への出願ルート

- 外国で商標登録を受けるためには、**外国にも商標出願して商標権を取得**しなければならない。**(各国独立の原則)**
- 具体的な方法としては、「**直接出願ルート**」と「**国際出願ルート**」の2つがある。



直接出願ルート

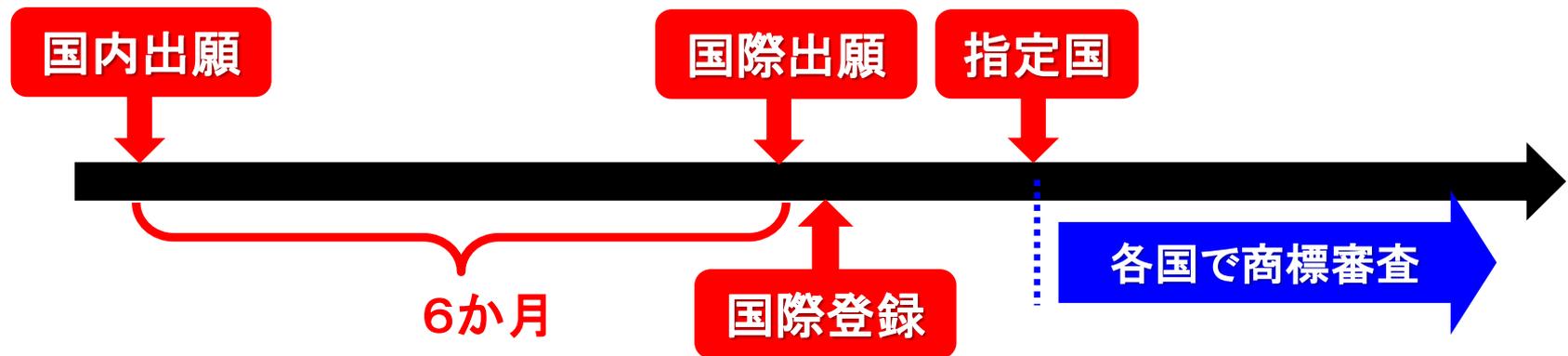
- 「直接出願ルート」は、外国に対して、**国ごとに商標出願**を行う方法である。しかし、グローバル化により、**出願する国の数が増加**する中、**手続きが煩雑**になってきた。
- 日本国内と同様の手続きを、**出願人と各国特許庁が重複**して行うため、**手続きに無駄**があり、**費用もかかる**。



※国内の出願日から6か月以内に外国に出願しなければならない。(優先権制度)

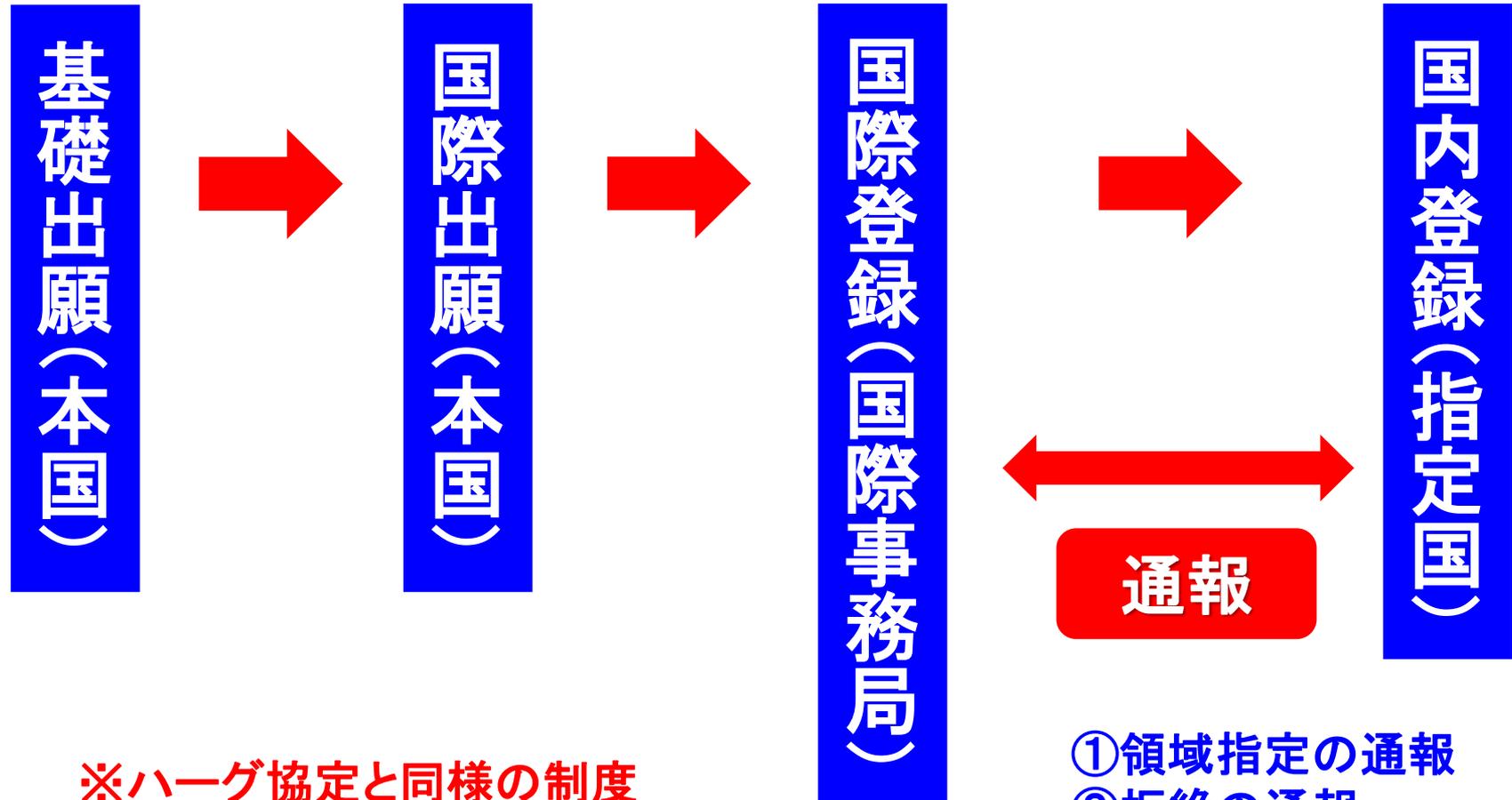
国際出願ルート

- 「国際出願ルート」は、一つの特許庁への**一つの国際出願**が、**世界各国に出願したことと同じ効果**を生じる。多くの国に出願する場合、**出願手続が簡素化**される。
- その後、権利化したい**国を指定**するだけなので、**手続きが簡便**であり、**費用も安く、時間的な余裕も生じる**。



※国内の出願日から6か月以内に国際出願をしなければならない。(優先権制度)

マドプロ



※ハーグ協定と同様の制度

商標法条約 (TLT)

- 1994年、**商標法条約 (TLT)** が採択され、**1996年に発効**された。(加盟国54か国／2020年6月) 日本は1997年に加入した。この条約は、**商標の出願手続き (国内法)** について国際的な統一と簡素化 (**手続面**) を図るものである。
- 2006年、**シンガポール条約 (STLT: 実体商標法条約)** が採択され、**2009年に発効**された。(加盟国51か国／2020年6月) 日本は、2016年3月に加盟した。この条約には、**新しいタイプの商標 (音の商標)** など、**実体的規定** も置かれている。



参 考

TRIPS協定の背景と特徴

TRIPS協定とは

- TRIPS協定とは、**最も高い水準の知的財産保護**を加盟国に求める国際条約。すべての知的財産権を広く規定している。
- **GATTのウルグアイ・ラウンド**が発展的に解消して、1995年に設立した**WTOの主要な議定書**の1つとして位置づけられている。**(加盟国数:164か国／2020年2月現在)**



TRIPS協定とは

WTO設立協定(マラケシュ協定)

WTOの設立、意思決定、改正、等

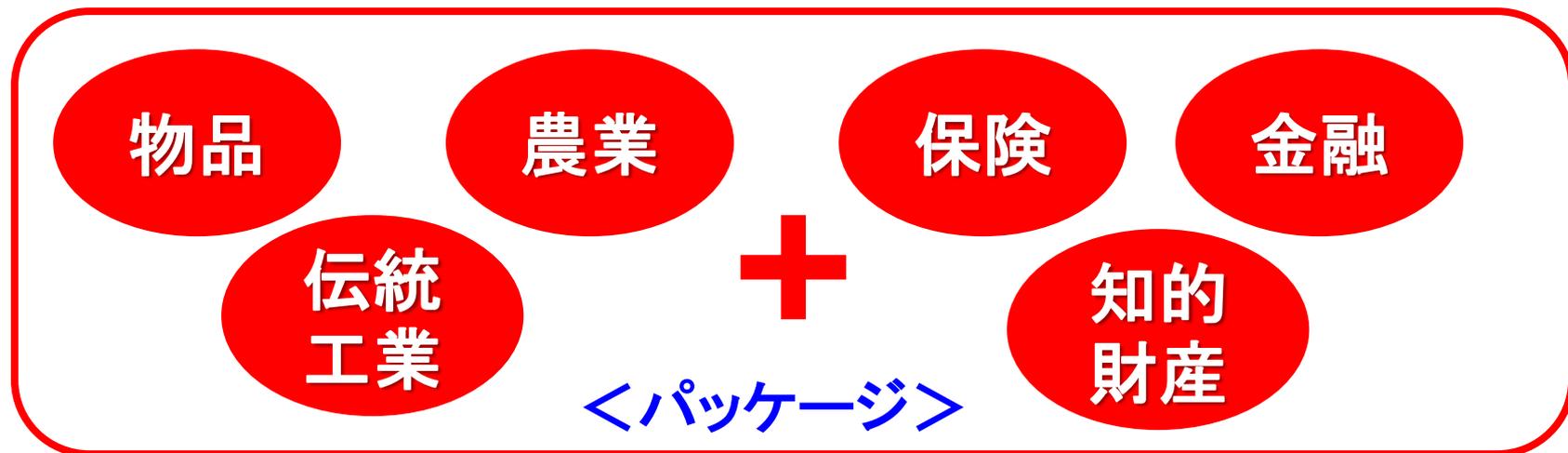
- 付属書
- 1A 物品
 - 1B サービス
 - 1C **TRIPS**
 - 2 DSU(紛争解決)
 - 3 貿易政策検討制度
 - 4 複数国間貿易協定

TRIPS協定の沿革(1)

- 1947年 第二次世界大戦後、自由貿易推進の基本理念の下、**GATT**(General Agreement on Tariffs and Trade)が発足した。(日本は1955年に加盟)
- 1973～1979年(東京ラウンド)において、不正商品(商標権侵害)の横行が公正な貿易を侵害しているとの認識の下、知的所有権を議論することが米国、欧州より提案。

TRIPS協定の沿革(2)

- ▶ 貿易の形も次第に複雑化し、複数国の中で利害問題が浮上してきたため、**多角的貿易交渉(ラウンド)**へ移行していく。
- ▶ ウルグアイ・ラウンドでは、「**知的財産**」「**保険**」「**金融**」の3つの**サービス分野**が新たに加わる。主に農業問題をめぐって交渉が難航していたが、早期妥結を図るため、**GATT全体**で一つの**パッケージ**とする考え方が示された。



TRIPS協定の沿革(3)

- すなわち、途上国が受け入れに難色を示している新分野に対して、**農業分野などの内容を途上国に有利にすることによって全体としてのバランスをとり**、GATT全体を一つのパッケージとしてまとめようとしたものであった。
- 知的財産分野は、最も交渉が難航したが、他の分野とのバーターが成立し、**「知財で負けても、農業で勝つ」**といったシナリオが成立した。こうして、史上最強の知的財産条約が誕生した。

途上国の立場

途上国の交渉者はみな外務省の外交官です。繊維も、熱帯産品も、アンチダンピングも、知財も、ぜんぶ一人で担当です。本国に指示をあおぐなんてことはしません。しても、本国に交渉がわかる専門家がいませんし、いても短期間にレスポンスは返ってきません。そういう意味で、**途上国にとってはよくわからないままにTRIPS協定ができたという思いが残ったのではないのでしょうか。**

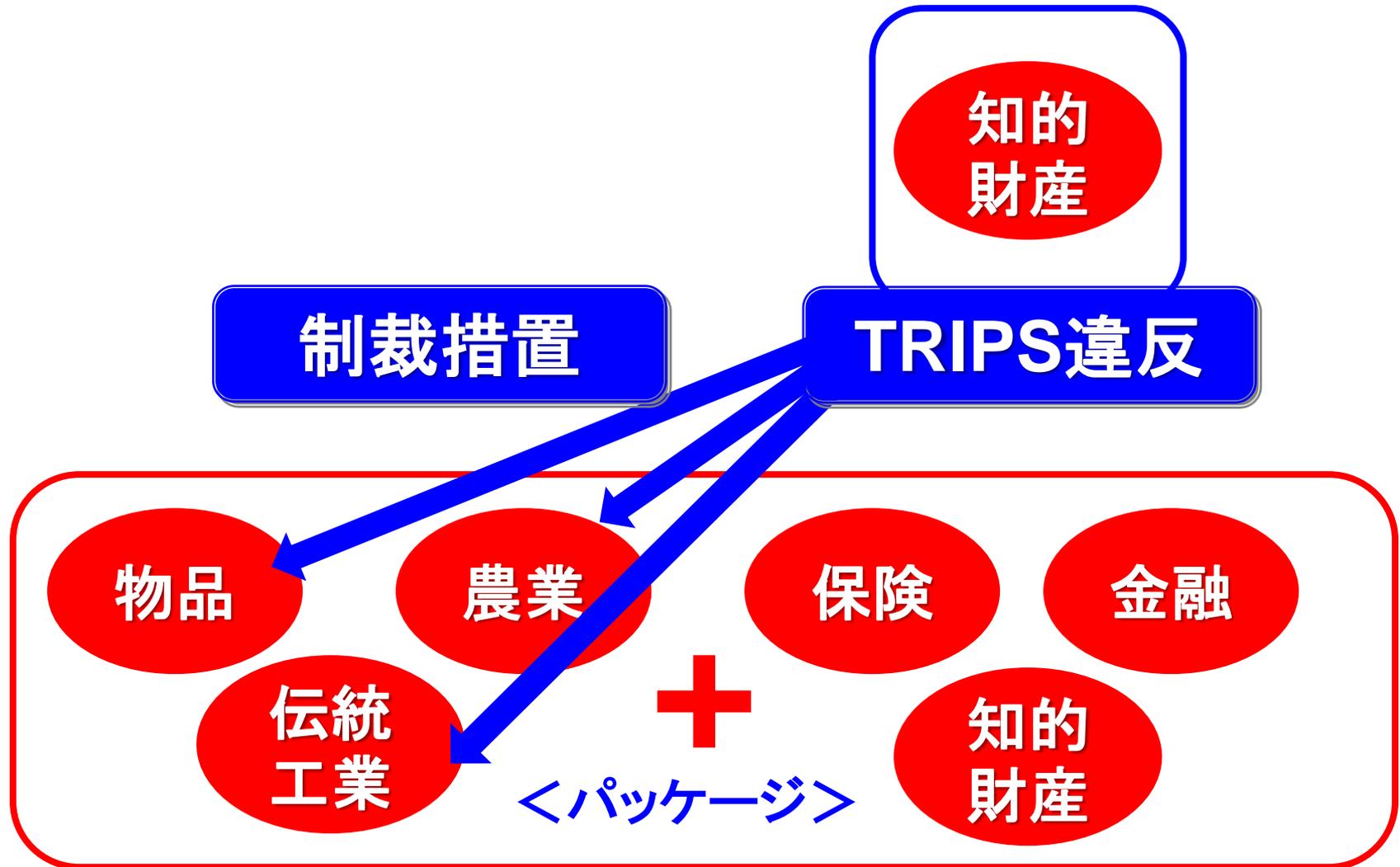
(第一回知財政策史研究会・議事録より抜粋)

TRIPS協定の特徴

●紛争処理の規定

- ◆先進国がGATTの場で知財を取り上げることがを主張した最大の理由。
- ◆TRIPS協定違反に対して、有効な**制裁措置の発動**を可能にすることで、TRIPS協定の履行を確保できる。
 - ⇒TRIPS協定に違反する国には、知的財産分野以外の制裁措置(関税の引き上げ、輸入制限など)が発動できる。
- ◆従来の知財関連条約は有効な紛争解決手段がなかった。

TRIPS協定の特徴



紛争解決事例

●知的財産権の執行(中国の事例)

申立国:米国 被申立国:中国 (2007年)

(概要)

2007年4月、米国は、中国における知財保護制度の欠陥について、TRIPSに提訴した。この理由には、**中国税関による取締りの規定**が争点になっていたが、2009年1月に**パネル報告**が示され、**中国に対して勧告**が行われた。

※その後、中国では、法改正や行政部門の整備が行われた。

第2部

開発と知的財産

「開発問題」

- 2000年9月、「**国連ミレニアム・サミット**」が開催され、途上国の**貧困を克服するためには、途上国の経済発展**が重要であり、これを「開発」問題と称して、国際的な議論が始まった。

※「**ミレニアム開発目標**」: 8目標(達成期限: 2015年)

- このときの「**国連ミレニアム・サミット**」において、「**国連ミレニアム宣言**」が示され、貧困を克服するために国際的に協力していくことが宣言された。



国連ミレニアム宣言

国連ミレニアム宣言(抜粋)

2000年9月

- ・我々は、我々の同胞たる男性、女性そして児童を、現在十億人以上が直面している、悲惨で非人道的な**極度の貧困状態から解放**するため、いかなる努力も惜しまない。
- ・我々は、全ての人々が開発の権利を現実のものとする事、並びに**全人類を欠乏から解放**することにコミットする。
- ・それゆえ我々は、**開発及び貧困撲滅に資する環境**を、各国及び世界レベルで同様に創出することを決意する。

<http://www.un.org/millennium/declaration/ares552e.htm>

国連ミレニアム開発目標(1)

国連ミレニアム開発目標(抜粋)

2015年9月

目標1:あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

目標2:飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

目標3:あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

目標4:すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

目標5:ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

目標6:全ての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

国連ミレニアム開発目標(2)

国連ミレニアム開発目標(抜粋)

2015年9月

目標7:すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

目標8:すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する

目標9:レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る

目標10:国内および国家間の不平等を是正する

目標11:都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

目標12:持続可能な消費と生産のパターンを確保する

目標13:気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

国連ミレニアム開発目標(3)

国連ミレニアム開発目標(抜粋)

2015年9月

目標14: 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

目標15: 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

目標16: 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

目標17: 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

WTOの対応

- 開発と知的財産権の問題は、2001年11月のWTO閣僚会議において「ドーハ閣僚宣言」が示されて以降、「ドーハ開発アジェンダ」(ドーハラウンド)としてWTO(TRIPS)において議論されている。
- 具体的には、途上国への技術移転の議論で、知的財産権の存在が、技術移転を阻害しているという指摘が途上国から示された。(2001年、WTOドーハ宣言)
- 最近でも、WTO(TRIPS)の懸案事項とされており、知的財産権(TRIPS協定)への否定的な意見が示されている。

ドーハ開発アジェンダ

ドーハ宣言 (WTO)

- ① 既存の**医薬品へのアクセス**及び新薬の研究・開発の両方を促進することにより、TRIPS協定が公衆衛生を支持するような形で実施・解釈されることの重要性を強調した。
- ② **地理的表示**のワイン及びスピリッツに関する通報登録制度の設立について交渉に合意。地理的表示の追加的保護の対象産品拡大についてTRIPS理事会で検討する。
- ③ TRIPS理事会において、**生物多様性条約との関係**、伝統的知識・フォークロアの保護、新技術等について検討する。

2001年11月

WIPOの対応

- 2004年9月のWIPO総会において、ブラジル、アルゼンチンなどから「WIPO開発アジェンダ」が示され、開発促進の観点から、技術移転の検討の提案がなされた。
- 2007年9月のWIPO総会において、「開発・知的財産委員会」(Committee on Development and Intellectual Property, CDIP)が設立された。
- 現在も、「開発」の問題は、CDIPにおいて議論されている。WIPOは、知的財産制度が問題ではなく、知的財産の活用に問題があるという立場である。

⇒ IP Advantage

まとめ

- 途上国の**貧困を克服**するためには、途上国の**経済発展**が重要であり、これを「**開発問題**」と称して、国際的に議論されている。(2000年、2015年の**国連サミット**など)
- 途上国の「**開発**」には、先進国からの**技術移転**が不可欠であるが、**知的財産権の存在が、技術移転を阻害**しているという指摘が示された。(2001年、**WTOドーハ宣言**)
- こうして、**WTO**では、**知的財産権による弊害**について、**TRIPS**において議論されている。(ドーハ**開発アジェンダ**)
- また、**WIPO**においても、2004年から**CDIP**にて議論されているが、**知的財産制度が問題**ではなく、**知的財産の活用**に**問題がある**という立場である。(WIPO**開発アジェンダ**)

まとめ

国連

2000年
ミレニアムサミット

ミレニアム宣言

2015年
国連サミット

ドーハ宣言(WTO)

WTO

2001年
開発アジェンダ

TRIPS

WIPO

2004年
開発アジェンダ

CDIP

技術移転政策

IP Advantage

- IP Advantageデータベースは、世界全体における、発明者、作者、企業家、研究者の知的所有権に関する活用事例(成功事例)を提供するWIPOの事業である。
- 事例研究では、知的財産が現実の世界でどのように活用され、その良好な活用がどのように開発に貢献することができるかについての考察を提供している。
- IP Advantageは、知的所有権をどのように創出し、保護し、そして、利益をどのように得るのかについて、より良好な理解を促進することを目的とする。

知的財産権の活用の重要性をアピール

IP Advantage

IP Advantage – Case studies on Intellectual Property

The IP Advantage database provides a one-stop gateway to case studies that chronicle the intellectual property (IP) experience of entrepreneurs and researchers from across the globe. The case studies offer insights into how IP works in the real world and how IP exploitation can contribute to development.

IP Advantage is a joint project developed by WIPO's Communications Division and the WIPO Japan Office, based on a project supported by the Japan Funds-in-Trust for Industrial Property. It aims to promote a better understanding of how to create and reap the benefits provided by the IP system.

Please [contact us](#) to submit feedback and suggestions for new case studies.

FEATURED STUDIES



Protecting a Brand, Changing an Image

When Boonchua first developed Siang Pure Oil, it is doubtful that he could have ever imagined how successful his unique product would become. Bertram has grown from a small two-person, one-product business into one of the largest companies of its kind in Thailand, employing over 140 people and enjoying a strong presence throughout Southeast Asia. With its strong branding strategy, the company is well poised to continue to draw on a combination of centuries old traditions to meet the medical needs of people worldwide. > [Read more](#)

[Previous](#) | [Next](#)

Focus:

*** Any ***
Branding
Commercialization
Financing

Order by:

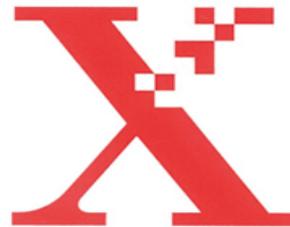
Country/Territory Industry

IP Advantage

WIPO MAGAZINE

Did you know...There's a Trademark Graveyard?

Escalator. Zipper. Cellophane. Once they were trademarks; now they are not. What happened? Each mark became so popular that people began using it as the generic name for the product it branded...



“When you use ‘xerox’ the way you use ‘aspirin,’ we get a headache.” (Trademark: Xerox)

IP Advantage

WIPO MAGAZINE

The Manga phenomenon

Rampant manga piracy is making it increasingly difficult for manga artists (mangaka) to earn a living from their work. Many rely on royalty payments to survive...



“The simple truth is that if manga artists cannot earn a living from their art, there will be no manga..”

参考文献

<第11回> 「知的財産政策の国際的課題（1）」（6月19日（金）3限）

- ・ 特許庁「特許協力条約」

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/seido/kokusai1.html>

- ・ 特許庁「ハーグ協定」

https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/tetuzuki/kokusai_nagare.html

- ・ 特許庁「マドリッド協定議定書」

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/seido/mado.html>

- ・ 特許庁「TRIPS 協定整合性分析調査報告書」

https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/trips_chousa_houkoku.html

- ・ 植村昭三「グローバル化時代における知的財産制度の潮流」

https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/property/property_6.html

- ・ WIPO「IP Advantage」

<https://www.wipo.int/ipadvantage/en/>

課題

- 本日の講義について、自分の意見を提出して下さい。

- 文字数：500字以内
- 提出期限：6月26日（金）正午
- 提出先：nihonipr@yahoo.co.jp